独立行政法人海技教育機構の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、国家公務員の給与及び民間企業の役員報酬の水準を考慮するとともに、 独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

人事院勧告を準用し、俸給月額及び期末勤勉手当支給率を改正した。俸給 月額は指定職と同程度の改定(引下率0.32%)とし期末勤勉手当の支給率 」は6月期はは145/100(引下率15%)、12月期は165/100(引下率10%)とした。

理事

人事院勧告を準用し、俸給月額及び期末勤勉手当支給率を改正した。俸給 月額は指定職と同程度の改定(引下率0.32%)とし期末勤勉手当の支給率 」は6月期はは145/100(引下率15%)、12月期は165/100(引下率10%)とした。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

人事院勧告を準用し、俸給月額及び期末勤勉手当支給率を改正した。俸給月額は指定職と同程度の改定(引下率0.32%)とし期末勤勉手当の支給率は6月期はは145/100(引下率15%)、12月期は165/100(引下率10%)とした。また地域手当を勤務地異動に伴い14%から6%に引下げた。

監事(非常勤)

人事院勧告を準用し、俸給月額を指定職と同程度の改定(引下率0.32%)と した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間	報酬等の総	就任•退位	前職			
仅泊		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	日山和耿
71.05	千円	千円	千円	千円			
法人の長	15,146	11,052	2,989	1,105 (地域手当)	4月1日		
	千円	千円	千円	千円			
A理事	12,662	8,728	3,411	523 (地域手当)			*
	千円	千円	千円	千円			
B理事	13,576	8,729	3,626	1,221 (地域手当)			*
. 171	千円	千円	千円	千円 1,102 (地域手当)			
A監事	12,724	7,853	3,261	88 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)	4月1日		\Diamond
B監事	千円	千円	千円	千円			
(非常勤)	2,960	2,960	0	0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
A理事	千円	年	月			該当者なし	
B理事	千円	年	月			該当者なし	
A監事	千円	年	月			該当者なし	
B監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った

事由を記入している。 注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、業務実績及び中期計画の人件費見積り、役職及び経験年数を考慮し,社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告を準用し、決定している。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績が良好な職員のうち、昇格基準に達した者を昇格 昇給日前1年間に係る勤務成績が良好な職員に対し昇給を実施。 勤務成績に応じて勤勉手当の支給割合の加減を行う。

「能率 勤務成績が反映される絵与の内容]

[肥平、到伤风惧が久吹ですのか 子がり								
給与種目	制度の内容							
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じて成績率を加減して支給した。							

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

〇人事院勧告の準用

- ・俸給月額を0.24%引下げた。
- ・自宅にかかる住居手当を廃止した。
- ・期末手当の6月期の支給割合を一般職員の場合140/100を125/100に、特定幹部職員の場合120/100を110/100に引下げた。
- ・期末手当の12月期の支給割合を一般職員の場合160/100を150/100に、特定幹部職員の場合140/100を125/100に引下げた。
- ・勤勉手当の6月期及び12月期の支給割合を一般職員の場合75/100を70/100に引き下げた。
- ・勤勉手当の6月期の支給割合を特定幹部職員の場合95/100を85/100に引き下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

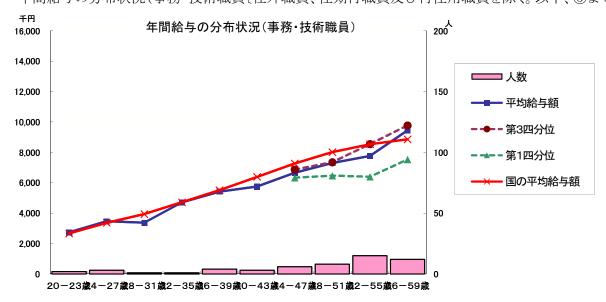
			平成:	21年度の年	間給与額(
区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
安热啦	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	158	48.7	7,610	5,675	86	1,935
-t-74 L-4/IC	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	55	48.2	7,208	5,374	96	1,834
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(船員教育高等学校教員)	75	47.8	7,327	5,517	46	1,810
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(船員教育大学教員等)	24	51.3	9,853	7,182	199	2,671
===== □	人	歳	千円	千円	千円	千円
調理員	4	54.8	4,983	3,746	25	1,237

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については、該当者がないため省略。

注3:常勤職員の研究職種、医療職種については、該当者がないため省略。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



- 注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
- 注2:各年齢階層の該当者が2人以下の場合は、当該個人に関する個人情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額については記載していない。
- 注3:各年齢階層の該当者が4人以下の場合は、第1・第3四分位ついては記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
274114V40FG4V327V-7	八貝	十岁十年	第1分位	十均	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
•本部部長	1	_	_	_	_
·本部課長	14	55.6	8,549	9,152	9,498
·本部課長補佐	13	53.4	6,904	7,497	7,963
·本部係長	14	44.7	5,656	6,167	6,648
·本部主任	5	45.7	5,415	5,733	6,171
·本部係員	7	29.6	2,794	3,604	3,773
•審議役	1	_	_	_	_

- 注:本部部長及び審議役は該当者が2名以下のため、当該個人に関する個人情報が特定されるおそれがあることから、年間給与については記載していない。
- ③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	=	10級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的 な職位		審議役	部長	課長	課長	課長補佐	係長	主任	係員
人員	λ	1 1	人 2	12	人 3	20	10	人 3	人 4
(割合)		(1.8%)	(3.6%)	(21.8%)	(5.5%)	(36.4%)	(18.2%)	(5.5%)	(7.3%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳 59~57	歳 58~53	歳 54~50	歳 59~39	歳 55~34	歳 52~26	歳 27~22
所定内給 与年額(最 高~最低)		刊	千円 8,102~ 7,313	^{千円} 7,441~ 6,268	千円 6,998~ 6,132	^{千円} 6,451∼ 4,108	千円 5,121~ 3,492	千円 4,473~ 2,524	^{千円} 2,728~ 2,008
年間給与額(最高~ 最低)		千円	千円 10,810~ 9,776	千円 10,044~ 8,285	千円 9,165~ 8,271	千円 8,624~ 5,656	千円 6,648~ 4,709	千円 5,952~ 3,378	千円 3,594~ 2,703

注:10級における該当者は1名のため、当該個人に関する個人情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高〜最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	区	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	(da.	+ % \ \ (++++++++	%	%	%
	一伴	支給分(期末相当)	62.9	65.5	64.3
管理			%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当 (平均)		37.1	34.5	35.7
			%	%	%
		最高~最低	41.7~33.6	41.9~29.8	41.8~32.4
	/dh	+ 4A /\ (## ++ Hu\/\)	%	%	%
	一件	支給分(期末相当)	64.5	68.1	66.4
一般			%	%	%
職員	査定3 (平均	と給分(勤勉相当))	35.5	31.9	33.6
			%	%	%
		最高~最低	41.0~32.7	34.8~29.4	36.1~31.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

96.0

対他法人(事務・技術職員)

90.5

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、 すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100 として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務•技術職員

○事務·技術職員 項目	内容							
784	対国家公務員 96.0							
指数の状況	地域勘案 98.6 参考 学歴勘案 97.9 地域・学歴勘案 99.6							
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由								
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 93.3% (国からの財政支出額 2,823,898千円、支出予算の総額 3,026,443千円: 平成21年度予算) 【検証結果】 国に準じた適正な給与水準となっている。 【累積欠損額について】							
	累積欠損額338,403千円(平成20年度決算) 【検証結果】 繰越欠損金は、平成17年度に沖縄海上技術学校の廃校処理を行った際に会計処理上発生した建物及び船舶の評価損・売却損であり、直接給与支出に影響することはないと考えられる。なお、給与水準は、国に準じた適正なものとなっている。							
講ずる措置	引き続き、国に準じた適正な給与水準になるように対応していく。							

Ⅲ 総人件費について

区分		当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較增益例		中期目標期間開始時(平 成18年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(A)	1,607,348	1,663,145	△ 55,797	(△3.35)	△ 121,570	(△7.03)
退職手当支給額		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	B)	245,996	164,358	81,638	(49.70)	△ 1,345	(△0.54)
非常勤役職員等給与		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	C)	101,821	112,460	△ 10,639	(△9.46)	△ 3,976	(△3.76)
福利厚生費		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(D)	215,343	212,800	2,543	(1.20)	△ 6,063	$(\triangle 2.74)$
最広義人件費		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+	D)	2,170,508	2,152,763	17,745	(0.80)	△ 132,954	$(\triangle 5.77)$

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」が対前年度比で3.35%の減少したのは、中期計画に基づき人件費の抑制を図り、退職者に係る減額が新規採用者に係る増額を上回ったこと等による。、また「最広義人件費」が対前年度比で0.80%増加したのは退職者が増加したためである。
- ・「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組に関する事項 ①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項 各般の業務運営の効率化を通じて、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとする。
- ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費(退職手当等を除く。)について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。
- ③上記②の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,739,035	1,728,918	1,689,052	1,663,145	1,607,348
人件費削減率 (%)		△0.58	△2.87	△4.36	△7.57
人件費削減率(補正値) (%)		△0.58	△3.57	△5.06	△5.87

注:「人件費削減率(補正値)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による 人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成 18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ 0%、0.7%、0%、△2.4%である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし